

会員の不正行為の調査・審理に関する細則

(平成18年1月18日 第576回理事会議決)

(総則)

1. 会員の不正行為に関する調査・審理については、定款、会議規程、委員会規程、委員会規程内規、運営会議内規、および倫理委員会内規に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(目的)

2. この細則は、倫理委員会内規第9条にもとづき、会員に「日本化学会会員行動規範」(以下「規範」という)に違反する不正行為の疑いが生じた場合の取り扱いについて定める。

(予備調査)

3. 会員の行為が「規範」に違反するのではないかとの申し立てがあった場合、倫理委員会は当該申し立てを会長宛の文書として受付ける。倫理委員会委員長は、委員会内に委員長と委員若干名からなる予備調査小委員会(以下「小委員会」という)を設置する。
4. 小委員会は関係資料を調査し、必要に応じて関係者の意見を聴取する。
5. 小委員会はその行為が「規範」の違反に相当するか否か、申し立てを正式の調査・審理に進めるべき根拠があるか否かを速やかに判定し、会長に報告する。
6. 小委員会が正式の調査・審理の必要の有無を判断した場合、会長はその決定を20日以内に申し立て者に通知する。

(審理)

7. 正式の調査・審理が必要であると小委員会が判断した場合には、会長は審理委員会を設置する。
8. 審理委員会は委員長および委員5名以内で構成する。委員長は倫理委員会の推薦に基づいて会長が指名し、委員は会長と委員長が相談のうえ決定する。審理委員会には倫理委員会の委員1名以上が加わるものとする。委員長および委員は会長が委嘱する。
9. 審理委員会の委員長および委員の任期は、当該の申し立てに関する処置が終了するまでの期間とする。
10. 審理委員会は、関係資料の調査を行い、また申し立て者、被申し立て者、その証人、および参考人から事情聴取を行う。
11. 被申し立て者は、審理委員会において意見を述べることができる。
12. 審理委員会はこれらに基づき「規範」への違反の有無、責任の所在、その重大さ等について判定し、その結果を会長に報告し、必要があれば処分について勧告する。会長への報告は申し立てがあつてから50日以内に行うものとする。
13. 会長はこの報告に基づいた決定を申し立て者および被申し立て者に通知する。

(処 分)

14. 処分の種類は、文書による警告、会員資格（例えば論文誌などへの投稿、年会での発表）の一時停止、除名、その他とする。

(異議申し立て)

15. 被申し立て者は、決定に対する異議を文書で理由を付し会長に申し出ることができる。ただし、異議申し立ては通知後 15 日以内とする。

16. 異議申し立てがあった場合、会長は必要に応じて再審理委員会を設置する。

17. 再審理委員会は委員長および委員 5 名以内で構成する。委員長および委員は会長が委嘱する。

18. 被申し立て者は、再審理委員会において意見を述べることができる。

19. 再審理委員会は異議申し立てがあつてから 30 日以内に判定を行い、その結果を会長に報告する。会長はこの報告に基づいた最終決定を申し立て者および被申し立て者に通知する。

(守秘義務)

20. 予備調査、審理、および再審理に関わった者は、何人もそこで得た情報を他に漏らしてはならない。

(審理の結果の公開)

21. 会長は、審理、再審理の結果を適切な形で公開する。